

平成22年 2月16日
議会運営委員会

議員提出議案（条例案）一覧

平成22年 2月定例会

	件名	原案提出	備考
1	民意を迅速に反映した予算の実現をめざす条例（案）	民主	
2	市会の議決すべき事件等に関する条例（案）	自民	
3	名古屋市住民投票条例（案）	自民	
4	使用料の増額等に係る市民への周知期間の確保に関する条例（案）	公明	



民意を迅速に反映した予算の実現をめざす条例

憲法上議員は、市長と同じく市民から選挙によって負託を受け、市民の幸せを実現するために日々活動することが期待されている。議員から構成される議会が市長と並び二元代表制の一翼を担うと指摘されるゆえんである。

この場合、予算の提案権を始め強大な権限が市長に認められている地方自治法を始めとした現行法上の仕組みからすると、議会には市長その他の執行機関が誤りを犯さないよう監視することがその第一義的な役割として期待されていると理解されてきた。

しかしながら、市政への要望がますます増え続けている今日、議会に期待される役割は市長その他の執行機関に対する監視機能に止まらず、民意をこれまで以上に市政に反映することが強く求められてきている。

この役割を果たそうとした場合、現在の予算編成過程は、民意を反映するためにははなはだ不十分なものと指摘せざるを得ない。

第一に、議会に次年度の予算原案が示されるのは1月を過ぎてからであり、それから民意を集約するには余りにも時間が短かすぎ、抜本的な予算の組み替えを行うことは、非常な困難を伴っている。

第二に、前年度の予算の執行状況につき、議会が決算を審査することになっているが、そこでどれだけ真剣な議論をしても、そこで出された意見が次年度の予算に反映されるかは、市長次第の制度となっている。

第三に、前年度の予算の執行状況につき、決算審査で出された議会の意見は、既に成立し執行中である当該年度予算には反映されていないため、議会の意見が次年度予算に反映されたとしても、1年遅れとなっている。

第四に、議会にも民意を反映した条例の提案が期待されているが、現状では予算を伴う条例案の提出には事前に市長との協議が求められるなど、民意を反映したくても議会がその独自性を発揮することがはなはだ困難な状況となっている。

ここに、名古屋市会は、上記の課題を克服し、市民の期待に応え民意をより行政に迅速に反映する役割を発揮するため、現在の予算及び決算審査に係る手続の再構築をめざし、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、議会が市民の負託にこたえ、二元代表性の一翼を担う役割を果たすべく、主要事業について政策評価を行い、また、決算審査の

成果を十分活用することにより、予算編成に民意を反映させるとともに、議会の政策提言機能を有効に果たすことを目的とする。

(主要事業についての政策評価)

第2条 議会は、次年度の予算に民意を反映するため、当該年度の主要事業の実施状況をもとに、有効性、必要性、効率性等の観点から政策評価を行うものとする。

2 政策評価は、11月定例会終了後に所管する常任委員会において行うものとする。

3 政策評価を行う主要事業は、9月定例会終了後に、決算審議の内容を踏まえ、所管する常任委員会において選定するものとする。

4 市長は、政策評価に使用する政策評価シートのほか、所管する常任委員会の要求に対し、政策評価に必要な資料の提出に努めるものとする。

5 常任委員会は、委員会終了後、速やかに委員会の意見を取りまとめ、ウェブサイト等で市民に公表するものとする。

6 市長は、常任委員会で出された意見を最大限尊重して予算編成に臨むよう努めるものとする。

(決算審査で示された意見への対応)

第3条 市長は、決算審査で示された意見に対しては、前条で定める政策評価が行われるまでに文書をもって回答するよう努めるものとする。

(議会からの政策提言条例への予算対応)

第4条 市長は、議会から提出された政策提言条例が予算措置を必要とするときは、民意の実現のために、できるだけ早期に予算措置を講じるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。



市会の議決すべき事件等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第96条第2項の規定に基づき、市会において議決すべき事件を定めるとともに、次条第1号に規定する基本的な計画の立案段階から市会が積極的な役割を果たすことにより、もって市民の視点に立った効果的な行政の推進に資することを目的とする。

(議決すべき事件)

第2条 自治法第96条第2項の規定に基づく市会において議決すべき事件は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画（自治法第2条第4項に規定する基本構想に基づき、長期的な展望に立った市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向性を総合的かつ体系的に定める計画をいう。以下同じ。）の策定、変更（軽微な変更を除く。以下同じ。）又は廃止
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定により定める都市計画に関する基本的な方針の策定、変更又は廃止
- (3) 名古屋港管理組合設立に伴い、名古屋市が愛知県及び名古屋港管理組合と締結する職員の身分、財産等に関する協定
- (4) 姉妹友好都市提携の締結

(立案過程における報告)

第3条 市長は、総合計画の策定又は変更をしようとするときは、その立案過程において、総合計画の策定の目的又は変更の理由及びその案の概要を所管の常任委員会に報告しなければならない。

(実施状況の報告)

第4条 市長は、毎年度、総合計画に係る実施状況を取りまとめ、その概要を市会に報告しなければならない。

(市長への意見)

第5条 市会は、社会経済情勢の変化等の理由により、総合計画の変更又は廃止をする必要があると認めるときは、市長に対し、意見を述べることができる。

(各行政分野の基本的な計画の報告)

第6条 市長その他の執行機関は、各行政分野における基本的な施策に関する計画（施策の立案に当たり、あらかじめ案を公表し、広く市民から意見を求め、これを考慮して意思決定を行う計画に限る。）を策定又は変更をしようとする場合において、当該各行政分野における基本的な計画について案を公表し、広く市民から意見を求めようとするときは、あらかじめ、策定の目的又は変更の理由及びその案の概要を所管の常任委員会に報告しなければならない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に議決すべき事件について適用する。
- 2 この条例の施行の際、現に策定されている計画のうち、名古屋新世紀計画2010及び同実施計画は、第2条第1号の総合計画とみなす。
- 3 議決事件指定条例（昭和26年名古屋市条例第40号）は、廃止する。

名古屋市住民投票条例骨子（案）

1（目的）

この条例は、間接民主主義を補完すべく、住民に重大な影響を及ぼす市政の重要事項について、住民に直接その賛否を問う必要が生じた場合にその意思を確認する制度（以下「住民投票」という。）を定めることにより、住民の意思を市政に反映し、民主的な市政を実現することを目的とする。

2（住民投票を行うことができる重要事項）

住民投票に付することができる市政の重要事項は、現在または将来の住民の生活に重要な影響を与え、または与える可能性のある事項であって、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるものとする。

（2） 既に住民投票に付された事項又は議会若しくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項については、改めて住民投票を実施する特別な事情が認められなければ住民投票を行うことができない。

（3） 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、住民投票を行うことができない。

ア 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項

イ 住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項

ウ その他住民投票に付することが適当でない認められる事項

3（発議又は請求）

住民投票の投票権を有する住民（以下「投票資格者」という。）は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から市長に対して、その実施を請求することができる。

（2） 議会は、議決により住民投票を発議し、市長に対して、その実施を請求することができる。この場合、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。

（3） 市長は、自ら住民投票を発議できる。

4 (議会への協議)

市長は、住民投票を発議した住民の代表者から、住民投票の実施の請求を受けたとき、又は自ら発議するときは、速やかに議会に協議を求めなければならない。

(2) 市長は前項による協議を経たときは、住民投票を実施するものとする。但し、当該協議の結果、議会の議員の3分の2以上の者の反対があるときは、この限りでない。

(3) 市長は、住民投票を実施するときは、速やかに代表者にその旨を通知し、その旨を告示しなければならない。前項但書の規定により実施しないときも同様とする。

5 (結果の尊重)

市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。



使用料の増額等に係る市民への周知期間の確保に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、分べんの介助や保育所への入所を始めとする市へ事前の申込み手続が必要な施策について、当該手続が終了した後に使用料の増額等の改定がなされた場合、市民が申込み時の使用料を超える負担を強いられ、生活設計の変更を余儀なくされている現状にかんがみ、さらに、子育て支援手当に見られる予期せぬ支援金の減額等に的確に対応するため、使用料等の増額等の改定をしようとするときは、条例等の施行まで一定期間以上置くことにより、市民生活を守ることを目的とする。

(対象及び周知期間)

第2条 市長は、市民生活を守るため、次に掲げる使用料等の増額等の改定をしようとするときは、市民が生活設計について検討するための十分な期間を考慮し、条例等の施行まで、個々の施策に応じて必要な周知期間を置かなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事由があることを市長が具体的に明らかにし、なお、客観的に合意できる場合は、この限りでない。

- (1) 分べん介助料の増額
- (2) 子育て支援手当の減額
- (3) 第3子以降（3歳未満児）の保育料の減免率の減
- (4) 幼稚園授業料の増額
- (5) 保育料の増額
- (6) その他本市条例等において金額、率及び割合を定める使用料等のうち、増額等の改定をすることにより、市民生活に重大な不利益を及ぼすもの

附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に申込み手続等をしている者に係る第2条に定め

る使用料等について、施行日前に増額等その者に不利益となる改定がなされたときは、当該不利益となる改定は適用しない。